

○公費及び私費の区分基準表

区 分	内 容	公費負担すべき経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：A】	私費負担すべき経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：B】	P T A等から支援を受けることが可能な経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：C】
(1) 教科活動	① 設備の整備 に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・授業等に必要なもの (生徒用机・椅子、黒板、教壇、教卓、教室用時計、暗幕、コピー用紙、電子黒板等) ・実験実習に必要なもの (生徒個人の所有物に係る経費を除く。) ・授業用教材やテスト問題作成に必要なもの (印刷機、コピー機、パソコンリース料、プリンターインク等) 		<ul style="list-style-type: none"> ・より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの (I C T機器、多機能高速印刷機等)
	② 授業・指導 に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・授業において教科・実習の指導に必要なもの (教員用教科書、指導書、教員用副教材、教科教材費、実験実習費等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒個人の所有となるもの (教科書、副教材、教科教材費、辞書、制服、運動着等) ・教育活動の結果として、その機材、教具そのもの、又は、そこから生じる直接的利益が児童生徒個人に還元されるもの (実験実習費、調理実習費等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの (特別講師謝金、各種支援員謝金、施設使用料等)
(2) 課外活動	① クラブ活動	<ul style="list-style-type: none"> ・授業等で必要な備品であって部活動で活用できる物品 	<ul style="list-style-type: none"> ・専ら部活動で使用されるもの (ウエイトトレーニング機器、その他用品・用具) ・その他部活動に係るもの(公費負担分を除く) (練習場使用料、生徒輸送用バス借上料、各種競技団体の登録料、大会参加費等) ・生徒個人の所有となるもの (グローブ、ラケット等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動など授業以外に使用するもので、より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもの (冷水器、製氷機、楽器、グラウンド整備用物品(土、砂、にがり等))
(3) 特別活動 (行事等)	① 入学式、卒業式、文化祭、体育祭、修学旅行、記念講演等の学校行事	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式的行事の実施に必要なもの (演壇、賞状盆、案内看板、式次第、卒業証書筆耕料等) ・学校行事等を実施するために必要なもの (消耗品費、スクリーンリース料等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒個人の所有となるもの ・修学旅行、宿泊研修、現場実習、遠足、映画、芸術鑑賞等(施設使用料も含む)の参加費 ・文化祭、体育祭、生徒会、部活動などの生徒の活動に係る経費 ・P T A等が独自に企画した催しに係る経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・儀式的行事の実施に必要な経費で、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの (盆裁借上料、生花代、体育館用シート、スポットクーラー等冷暖房機器借上料、テント借上料等) ・生徒が自主的な活動として展示発表等を行う場合に使用するもので、より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があり、公費負担の水準を質的量的に上回るもの (展示パネル、デジタルカメラ等)
	②その他の特別活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の主催で企画し実施する講演会等の講師謝金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A等の主催で企画し実施する講演会等の講師謝金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校とP T A等が共催で実施する講演会等の講師謝金
(4) 保健衛生	① 保健衛生費	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法に定める検査に係る経費(二次検査を含む。) ・学校保健安全法で保健室に備えることが適当とされているもの(机、椅子、ベッド、ついで、消毒殺菌器具、身長計、体重計、体温計等) ・救急処置用品等(医薬品等) ・換気、採光、照明、保温を適切に行い、清潔保持その他環境衛生の維持、改善を図るために必要なもの(カーテン等) ・環境衛生に必要なもの (清掃用ロッカー、ほうき、清掃用具レンタル料、消毒液、廃棄物処理費等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健安全法に定める検査以外のもの (貧血検査、血圧検査等) ・生徒個人の所有となるもの (マスク、保健衛生品等) ・生徒会活動やP T A活動として行う清掃活動等に係るもの(ほうき、ゴミ袋、軍手等) ・生徒を被保険者として加入する保険料 (日本スポーツ振興センター掛金(本人負担分)、賠償責任保険等) ・P T A等が主催する行事の実施に係る保険料 (週休日の補習・模試監督等に係る教職員の団体傷害保険料、保護者参加の学校行事等に係る保険料等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の心身の健康、安全に係る経費で、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの (カウンセラーの追加依頼等)

区 分	内 容	公費負担すべき経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：A】	私費負担すべき経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：B】	P T A等から支援を受けることが可能な経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：C】
(5) 進路指導	① 進学・就職指導	<ul style="list-style-type: none"> 進路・就職指導の目的で使用するもの（進路指導室用机・椅子、応接セット等） 進路指導及び進路開拓に係るもの（企業訪問を行う職員の名刺代等） 生徒指導に係るもの（生徒指導用携帯電話料等） 	<ul style="list-style-type: none"> 業者テストに基づく進路指導のための専用回線通信料、機器・システム使用料等（F I N Eシステム使用料（公費負担分を除く）等） 直接的利益が児童生徒個人に還元されるもの（模擬試験、検定試験等） 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が自主的に進路情報の収集等に用いるもので、より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの（就職支援員等への謝金、生徒が使用する進路指導室用パソコン、机・椅子、棚、入試対策問題集、大学案内情報誌、体験入学に係る教材費等）
(6) 学校図書館	① 図書館運営	<ul style="list-style-type: none"> 図書館消耗品 図書館運営に必要なもの（書架、閲覧テーブル、椅子、ブックエンド、プリンター、ホワイトボード等） 		<ul style="list-style-type: none"> より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの（図書購入費等）
(7) 学校運営 （教務活動） （事務関係） （渉外関係）	① 旅費	<ul style="list-style-type: none"> 職員が公務出張した場合の旅費（家庭訪問、学校訪問、修学旅行、校外学習の引率、研修引率等） 公務上の必要により研修を受講する職員の旅費（防火管理者講習会、救命救急法講習会等） 	<ul style="list-style-type: none"> P T A等主催の会議・研修会等の旅費 	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営の充実のためにP T A等から要望のあった用務に係る職員の交通費（入試説明会、入試研究会等）
	② 消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に係るもの（教員用パソコン、学校行事消耗品、管理諸室の複写サービスに係る経費、印刷用品等） 	<ul style="list-style-type: none"> P T A等の運営に必要なもの（一般消耗品、印刷用品、P T A総会等のお茶代等） 	<ul style="list-style-type: none"> より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの（主に生徒が使用する進路指導室・図書室のパソコン等に係る経費等）
	③ 印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に係る印刷物（指導要録、通知表、卒業証書、生徒名簿、学習指導計画、学校要覧、学校案内等） 生徒募集、進路指導に必要な印刷物（学級通信、入学のしおり、学校だより、進路の手引き等） 学校誌、図書館報、研究紀要等（※学校管理用、教職員用、外部への配付用） 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒個人の所有となるもの（生徒手帳等） P T A等の運営に必要な印刷物（P T Aだより等） 学校誌、図書館報、研究紀要等（※生徒（保護者）配付用） 	<ul style="list-style-type: none"> より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの
	④ 通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に係るもの（郵送料、電話料、NHK受信料等） 	<ul style="list-style-type: none"> P T A等の運営に必要なもの（学校徴収金口座振替手数料等） 生徒・保護者への情報配信サービス回線使用料等 	<ul style="list-style-type: none"> 左記以外でP T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの
	⑤ 渉外費	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に係るもの（名刺代等） 	<ul style="list-style-type: none"> P T A等の運営に必要なもの（香典、見舞金、餞別、来賓・来客の接待費） 	
(8) 所定支払金	① 各種負担金	<ul style="list-style-type: none"> 法令で設置が義務付けられている管理者（防火管理者、衛生管理者、特別管理産業廃棄物管理責任者、安全運転管理者等）の受講費用 		<ul style="list-style-type: none"> 学校が構成単位となっている、学校の管理運営に関する団体等の負担金（校長会・教頭会会費、各教科指導の研究会費等）
(9) 学校管理費	① 維持管理費	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営に係るもの（ガス代、電気代、法定検査の検査料、廃棄物の運搬処分料、樹木剪定・樹木の害虫駆除費、校内サーバー等の保守に係る経費、公用車の維持管理費、ストーブ更新費、花壇整備、トイレ清掃費等） 校務に必要なもの（机、椅子、事務用機器、調度品、パソコン、応接セット等） 学校生活に必要なもの（下足箱、傘立て、玄関マット、カーテン等） 校地、立木の管理に必要なもの（草刈り機、除草剤、剪定用具、防除機、防除薬、除雪費等） 限有の施設及び設備備品の修繕料（楽器修理代等） 	<ul style="list-style-type: none"> P T A等の管理運営に係るもの（P T A所有物品の廃棄物の運搬処分料等） 使用許可等でP T A等が使用している施設設備等に係るもの（購買の光熱水費、高体連事務局が使用している部屋の光熱水費分担金等） 使用許可等でP T A等が整備している施設設備に係るもの（公衆電話に係る使用料・電気代等） P T A等又は部活動等の所有する設備、作業用機械に係るもの（部活動所有のグラウンド整備用トラクターの燃料費・整備費・法定検査料等） 生徒個人に帰属するもの（生徒用個人ロッカー錠等） 	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の美観の向上、授業時間の確保の観点から、より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるもののうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの ※施設整備を除く。

区 分	内 容	公費負担すべき経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：A】	私費負担すべき経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：B】	P T A等から支援を受けることが可能な経費 【学校徴収金の基本的な考え方について：C】
	② 施設整備費	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育を行う上で必要な施設に係るもの (校舎、体育館、グラウンド、屋根修繕、黒板修繕、校舎壁面洗浄機等) ・施設に必要な設備に係るもの (給排水設備、電気設備(受変電、配電設備、照明器具)、放送設備(屋内、屋外)、教室・管理諸室用エアコン、扇風機、網戸、学校案内標識塔用地賃借料等) ・消防法で設置が義務付けられているもの (消火器、警報設備、誘導灯、避難器具等) ・安全管理上必要なもの(防球ネット、囲障等工作物) <p>※学校教育を行う上で必要な施設設備の整備に係る経費については、同じ県立学校間で格差が生じることは好ましくなく、統一的な整備を図る必要があることから、原則として県で整備する。</p>		<p>・より良い教育環境の充実のため、P T A等から要望があるものうち、公費負担の水準を質的量的に上回るもの(部活動など授業以外に使用するもの、卒業記念品等)</p> <p>※整備する場合には、事前に協議すること。</p>
(10) 職員等の賃金	①人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・県が雇用する職員の給与等 ・非常勤講師の報酬・交通費 ・生徒健康診断を短期間で実施するための応援医の報酬 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A等が雇用する職員の給与等 ・P T A等の要望を受け、兼職兼業許可により公務外の業務に従事した職員への謝金 ・部活動充実のための外部講師謝金等(公費負担分を除く) 	